

平成2年度統計グラフコンクール募集

統計グラフコンクールを次の要領により募集いたします。

なお、毎年第1～3部(小・中学生)に比べ第4部(高等学校以上の学生、生徒)・第5部(一般)の応募作品数が極めて少ない状況でありますので、第4・5部の方々のたくさんの応募をお待ちしております。(表-1)

平成2年度茨城県統計グラフコンクール募集要領

1. 目的

統計思想の普及向上と統計の表現技術の研さんに資するため、県内の児童・生徒・学生及び一般県民から統計グラフを募集します。

2. 主催

茨城県、茨城県教育委員会、茨城県統計協会

3. 後援

茨城新聞社

4. 応募資格

第1部 小学校3年生以下の児童

第2部 小学校4年生以上の児童

第3部 中学校の生徒

第4部 高等学校以上の学生、生徒

第5部 一般

パソコン統計グラフの部 原則として高等学校以上の学生・一般

5. 課題

自由、但し、第1部は児童が観察した結果をグラフにしたものとします。

6. 応募の方法

(1) 用紙の大きさ

第1部～第3部 B2判仕上(72.8cm×51.5cm)

第4部・第5部 B1判仕上(103.0cm×72.8cm)
パソコン統計グラフの部

B2判仕上(72.8cm×51.5cm)

(2) 紙質・色彩

各部とも紙質・色彩(単色でも可)は自由ですが、裏面の板張り、表面のセロハンカバー等は認めません。

(3) 応募点数

制限しませんが、2枚以上にわたる「シリーズもの」は認めません。

(4) 送付先

第1部～第3部 別途事務取扱により定めます。

第4部・第5部 県企画部統計課

(水戸市三の丸1-5-38)

パソコン統計グラフの部 県企画部統計課

(水戸市三の丸1-5-38)

(5) 締切日

平成2年9月17日(火)

7. 応募上の注意

(1) 応募作品は、自分で創作したものに限りです。

(2) 応募作品の裏面に、住所、氏名、性別、年齢、職業を明記し、氏名には必ず「ふりがな」をつけること。

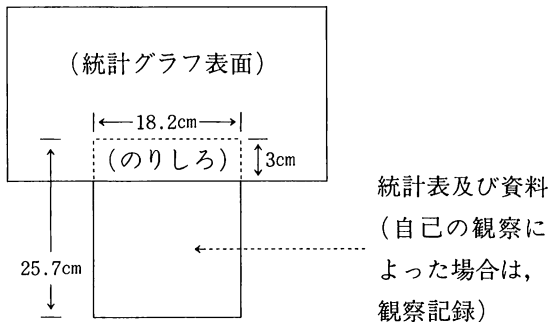
(3) 自己の観察によった場合は観察記録を必ず添付すること。

(4) 他から資料を利用した場合は、その取材資料の出所を作品表面の適宜の位置に明記すると

もに、統計表及び取材資料を別紙として添付すること。

- (5) 観察記録及び統計表(取材資料の出所を含む)はB5判(25.7cm×18.2cm)の用紙に書き、作品の裏面下に3cmの「のりしろ」で次のように貼付すること。

例：用紙を横長に用いた場合
(縦長に用いてもよい)



- (6) 応募作品の合作は5名以内に限ります。

8. 入選作品の審査

- (1) 審査員
学識経験者及び行政機関等の職員
- (2) 審査方法
- ア 地区審査
第1部～第3部の作品について教育事務所単位で審査します。
- イ 県審査
地区審査で入選した作品及び第4部・第5部及びパソコンの部については、全作品について審査します。

9. 入選区分及び賞

- 入 選 知事賞(各部1点)
県議会議長賞(各部1点)

県教育長賞(1～3部について各3点)
茨城新聞社長賞

(1～3部について各1点)

県統計協会総裁賞(各部5点)

県統計協会会長賞(各部10点)

佳 作(県企画部長賞)

地区審査佳作(統計教育研究部長賞)

(1～3部各10点)

その他 努力賞(入選以外の応募作品)

優秀校賞(小学校10校, 中学校5校)

奨励校賞(小学校25校, 中学校5校)

10. 入選作品の発表

平成2年9月下旬に発表し、第1部～第3部については、統計教育各地区支部長及び所属学校長に、第4部・第5部及びパソコンの部については本人あて通知します。

11. 全国コンクールへの出品

入選作品中、特に優秀とみとめられる作品について各部5点を全国コンクールへ出品します。

12. 表彰, 作品展示

入選作品は茨城県統計大会会場に展示(佳作を除く)し、表彰するとともに、巡回展示会場等(県内小中学校会場校・水戸川又書店)で展示します。

13. 応募作品の帰属

応募作品のうち入選作品の著作権は主催者に帰属します。

14. 応募等の問合せ

茨城県企画部統計課

(☎ 0292-21-8111・内線2652)

統計グラフ作成上の留意点

過去の審査経過からみて、グラフとしては優れた作品であっても、形式的要件が備わっていません。内容に不備や過誤があるため、選外とされる作品が意外に多くみられますので、提出前に次の諸点を十分に見直してください。

1. 応募規定に関するもの

- (1) 観察記録が添付されていること。
(応募要領 7(3))
- (2) 取材資料の出所をグラフ作品の表面上の適切な位置に明記すること。(同 7(4))
- (4) 円グラフ、帯グラフ等の百分率で数量を表示するグラフについては、元の数量(総数)の表示をすること。
- (5) 統計表等の計算に誤りがないこと。
- (6) 誤字、脱字をしないこと。
- (7) 縦書き 2 行以上にまたがる文の場合の書き方は、原則として右から左へ移っていくこと。

2. 作品の規格及び基本的事項に関すること

- (1) 用紙の仕上げ寸法を厳守すること。
- (2) 基線を表す 0 を確実に記入すること。
- (3) 単位(人とか個などの単位)を明確にすること。
- (8) 調査年月日、凡例等の記入を忘れないこと。
- (9) パソコン統計グラフについては、グラフを複写機等により拡大又は合成して規格に合わせる。また、必要により手書き、彩色等により見る人に楽しく、興味を持たれるよう工夫すること。

第37回(平成元年度)統計グラフ全国コンクール応募作品数

表-1

都道府県	第 1 部	第 2 部	第 3 部	第 4 部	第 5 部	合 計
北海道	61	83	3	—	—	147
青森	119	145	10	2	1	277
岩手	76	158	4	7	—	245
宮城	64	170	295	4	3	536
秋田	35	97	7	0	1	140
山形	26	96	18	—	1	141
福島	107	437	18	3	2	567
新潟	102	291	39	—	—	432
茨城	3 693	5 907	1 403	—	6	11 009
栃木	31	55	35	—	6	127
群馬	506	1 033	374	—	16	1 929
埼玉	143	703	2 580	—	4	3 430
千葉	636	1 136	1 393	—	—	3 165

表-1 つづき

都道府県	第 1 部	第 2 部	第 3 部	第 4 部	第 5 部	合 計
東 京	38	194	808	2	3	1 045
神 奈 川	1 957	3 402	2 780	—	—	8 139
山 梨	71	130	102	—	1	304
長 野	868	2 391	637	40	1	3 937
静 岡	1 809	3 317	1 750	—	—	6 876
富 山	32	44	397	5	1	479
石 川	33	53	74	—	3	463
岐 阜	3 462	2 930	337	13	1	6 743
愛 知	169	706	577	14	1	1 467
三 重	4	112	435	—	—	551
福 井	312	1 044	2 820	—	—	4 176
滋 賀	336	815	647	—	—	1 798
京 都	25	352	367	4	6	754
大 阪	8	497	31	4	3	543
兵 庫	225	822	465	29	8	1 549
奈 良	356	1 039	243	—	—	1 638
和 歌 山	13	1	62	—	—	76
鳥 取	47	80	85	—	—	212
島 根	41	89	146	—	1	277
岡 山	119	273	108	—	1	501
広 島	57	114	26	—	1	198
山 口	13	37	68	9	—	127
徳 島	39	62	19	17	—	137
香 川	821	764	1	24	1	1 611
愛 媛	2 620	2 732	282	—	—	5 634
高 知	107	35	33	—	—	175
福 岡	46	172	34	—	1	253
佐 賀	122	429	166	3	10	730
長 崎	31	63	42	1	1	138
熊 本	50	54	11	—	1	116
大 分	122	155	69	8	—	354
宮 崎	56	104	15	—	—	175
鹿 児 島	74	236	37	4	2	353
沖 縄	17	57	350	1	—	425
合 計	19 699	33 616	20 203	194	87	73 799

(注) 全統連受理1点 総合計73,800

国勢調査のはなし

その2

国勢調査の原型は明治12年につくられました

我が国の国勢調査の原型は、明治12年(1879年)に行われた「甲斐国現在人別調」であるといわれています。

明治28年(1895年)に、国際統計協会を通じて世界人口センサスへの参加勧誘があり、これを契機として、本格的な国勢調査の実施をめざした運動が始められました。

そして、翌明治29年(1896年)には貴族院及び衆議院で「国勢調査ニ関スル建議案」が可決され、更に6年後の明治35年(1902年)に「国勢調査ニ関スル法律」が制定されました。

しかし、明治38年(1905年)に予定されていた第1回目の調査は、日露戦争や第1次世界大戦の勃発などで延期されてしまいました。

第1回の国勢調査は大正9年に行われました

大正6年になって「国勢調査施行ニ関スル建議案」が衆議院で可決されました。さらに、翌大正7年には国勢調査の経費が承認され、調査事務を所掌する「臨時国勢調査局」、調査に関する事項を審議する「国勢調査評議会」が設置されて実施体制が整えられました。そして、「国勢調査ニ関スル法律」の制定から18年経った大正9年に第1回国勢調査が行われました。この調査は、内閣から任命された26万人もの調査員が従事し、「文明国の仲間入り」を合言葉に大変な意気込みで実施されました。

5年ごとに実施されています

明治35年制定の「国勢調査ニ関スル法律」では、当初、国勢調査は10年ごとに実施すると定められ

ていました。しかし、社会の移り変わりが激しく、10年ごとでは変化の実態を的確につかむことができないため、大正11年に法律が改正され、5年ごとに大規模調査と簡易調査を交互に行うことになりました。

なお、今回の調査は、大規模調査に当たっています。

このようにして国勢調査は準備されています

① 平成2年国勢調査の準備

今回の国勢調査では、約4000万世帯、1億2400万人がその対象となります。

最近では、単身世帯、共働き世帯などで不在が

■ 第1回国勢調査のポスター

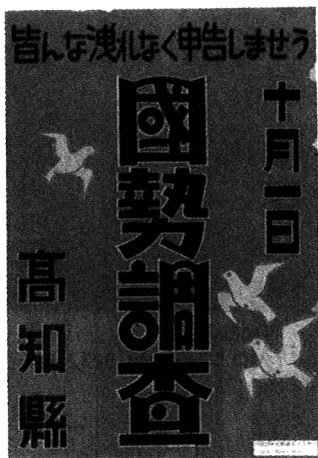


大正9年(人口: 55,963,053人)

ちの世帯の増加，居住形態の多様化に伴うオートロックマンションの出現，在留外国人の増加など，社会情勢は大きく変化しています。

国勢調査が円滑に行われ，その成果をあげるためには，こうした社会情勢に対応した調査方法を考えなければなりません。

■ 各回国勢調査時のポスター



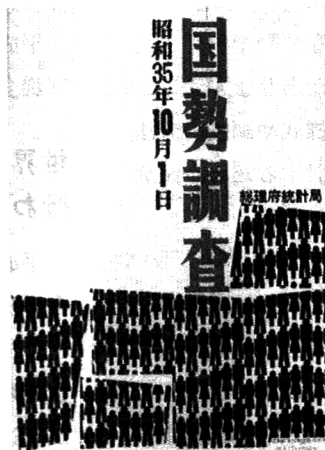
昭和25年
(人口：84,114,574人)



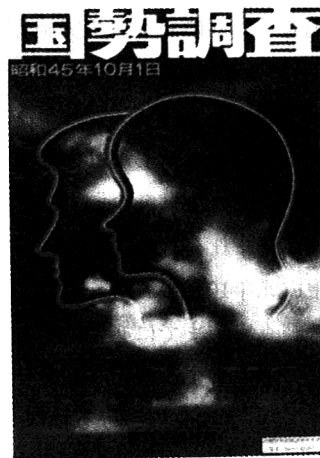
昭和30年 (人口：90,076,594人)



昭和40年 (人口：99,209,137人)



昭和35年
(人口：94,301,623人)

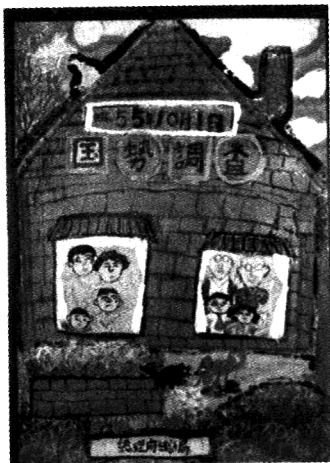


昭和45年
(人口：104,665,171人)

■ 各回国勢調査時のポスター



昭和50年
(人口：111,939,643人)



昭和55年
(人口：117,060,396人)



昭和60年
(人口：121,048,923人)

② 正確に調査を行うために

国勢調査の結果は、さまざまな分野で利用されており、正確な結果を出す必要があります。

総務庁統計局では、調査票の様式や調査の方法などが適切かどうかを実際に検討するため、試験調査を4回にわたって実施しました。

③ 調査区の設定

国勢調査実施に欠かせない準備事務のひとつに、調査員の受け持ち範囲となる調査区の設定があります。調査区は、全国を、1区域に平均して50世帯が含まれるように区切ったものです。調査区は、平成元年10月1日現在で設定されていますが、国勢調査実施までに必要に応じて修正されることになっています。

④ 統計審議会における検討

主要な統計調査の計画や内容については、学識経験者、統計利用者代表等で構成される統計審議

会において検討されることになっています。

平成2年国勢調査の計画全般についても、統計審議会で数回にわたって検討されました。

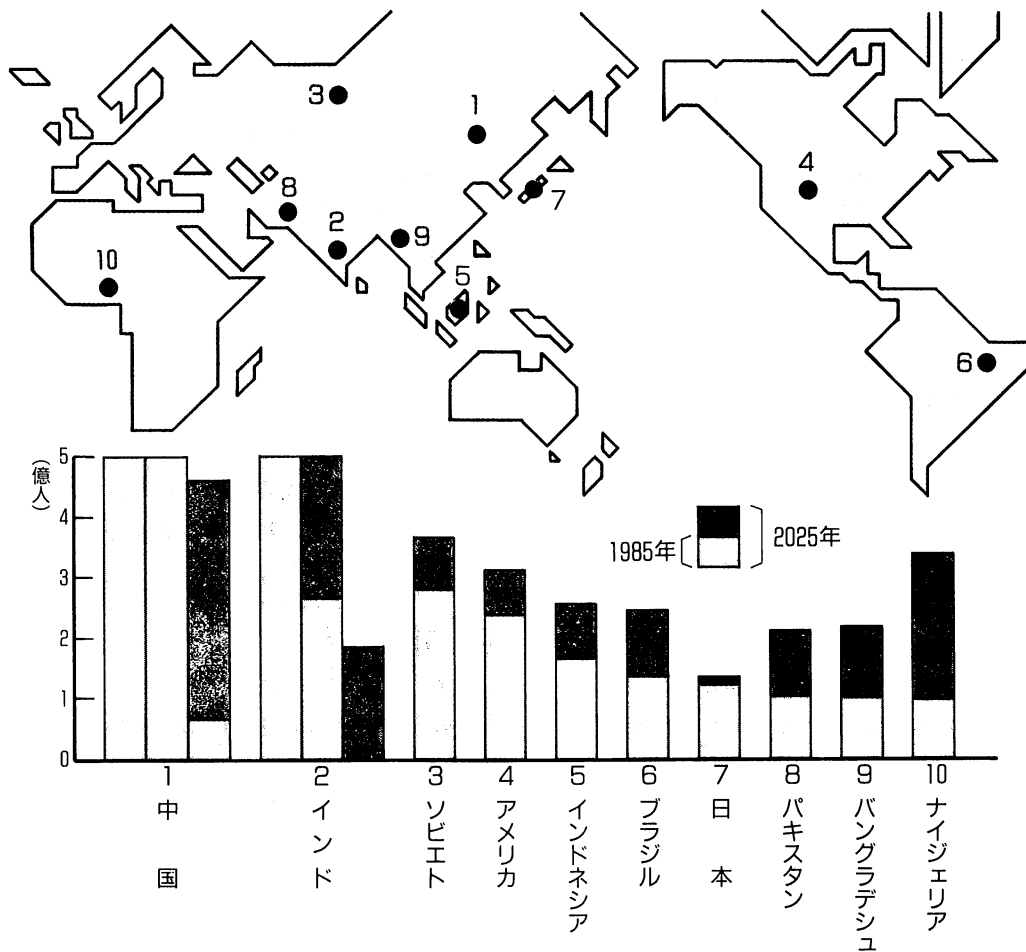
世界各国でも国勢調査(人口センサス)は行われています

平成2年国勢調査は、国際的にも、国際連合が提言する「世界人口・住宅センサス」の一環として行われるものです。1990年の近傍において、世界のおよそ200の国及び地域でセンサスの実施が見込まれています。

世界の近代的な人口センサスは、アメリカ合衆国が独立して間もない1790年に実施したものが最初とされています。

今年(1990年)は、それから200年目に当たる記念すべき年でもあります。

■ 図一 1 人口の国際比較 (1985・2025年)



■ 主な国のセンサス実施年

1987年	西ドイツ	1990年	マレーシア	1991年	オーストラリア
1989年	フランス		メキシコ		カナダ
	ソビエト		フィリピン		インド
1990年	ブラジル		シンガポール		イタリア
	中国		スウェーデン		ニュージーランド
	インドネシア		タイ		スペイン
	韓国		アメリカ		イギリス

(平成2年国勢調査茨城県実施本部広報班)